# 雇用均等行政推進員について

### 1 雇用均等行政推進員とは

雇用均等行政推進員制度は、雇用均等室の仕事について、民間の方々の協力援助を得て、労働局管内の雇用均等行政を浸透させ、行政の円滑な推進を図ることを目的として置かれたものです。雇用均等行政推進員(以下「推進員」という。)は、その地域において社会的信望があり、雇用均等問題に深い関心と理解を持ち、雇用均等行政の推進にあたり積極的に取り組む熱意を有する、主として地域において影響力を持つ主要団体・企業の役職者・有識者等に労働局長が委嘱しています。

推進員は民間の立場から、労働局管内の実態を把握し、要望や意見を述べるほか、枠にはまらない方法によって法の周知・啓発に取り組んでもらう等問題の解決に当たることができるところに、 その特色があります。

また推進員は、民間の立場ではありますが、秘密を守る義務及び政治的行為の制限等一定の義務が設けられています。

推進員の任期は2年です。

# 2 雇用均等行政推進員の仕事

推進員の仕事は、労働局管内において労働局長の指示に従い、雇用均等行政について協力援助し、 行政を地域に浸透させていくことです。

#### 1 実態の把握と連絡

労働局管内において、労働者について、現状はどうか、どんなことが問題となっているか、どのようなことが求められているか、などの実態を把握し必要な意見を述べます。

#### 2 広報・啓発

雇用均等室が行っている仕事を所属団体や企業等の広報誌に紹介したり、会合等に説明時間を 設けることなどにより地域に伝え広め、より多くの人々の理解と協力が得られるように努めます。

## 3 調査活動

雇用均等室が行う各種の調査に協力します。

#### 4 相談業務

労働者や事業主などの相談相手となり、雇用均等室と連絡を取りながら必要に応じて関係機関と連携し、適切な措置を取ります。

#### 5 その他

雇用均等室が行うその他各種の業務の推進に協力します。